

平成 23 年度 三重県教育改革推進会議第 4 回第 1 分科会 議事録

I 日 時 平成 23 年 11 月 8 日 (火) 9 : 00 ~ 11 : 45

II 場 所 プラザ洞津「明日香の間」

III 出席者 (委 員) 稲垣 元美、上島 和久、鈴木 就二、中村 武志、中津 幹
山田 康彦
(事務局) 山口副教育長、服部教育支援分野総括室長、
白鳥学校教育分野総括室長、藤田教育改革室長、
木平人材政策室長兼総括地域調整・人事監、
齋藤高校教育室長、西口小中学校教育室長、飯田特別支援教育室長、
和田生徒指導・健康教育室長、川島人権教育室長、水本研修企画・支援室長、
辻村研修指導室長、森下教育総務室企画 G 副室長、
小宮、長谷川高校教育室高校教育 G 副室長、谷口小中学校教育室副室長、
伊藤、辻村、後藤研修企画・支援室企画・支援 G 副室長、
川合専門研修 G 副室長、岡田、
梅澤教育改革室再編活性化 G 副室長、三谷、山路、北原

以上 31 名

IV 内 容

(座 長)

それでは定刻になりましたので、平成 23 年度三重県教育改革推進会議、第 4 回第 1 分科会を開催させていただきます。

本日は、9 時から 12 時を予定しております、次のお仕事を予定されている方もいらっしゃいますので、12 時にはなんとか終わりたいと思っております。

この第 1 分科会の会議は、本日で最終となります。10 月 20 日に開催されました第 2 回の全体会で審議を受けて、この分科会においてさらに議論を深めて、改めて教育改革推進会議全体としての「審議のまとめ」につなげていきたいと思っております。前回の全体会での、それぞれの分科会に関する審議を受けて、更に分科会ごとに審議をして、全体の「審議のまとめ」にしていくことになっています。

第 2 回全体会では「中間まとめ」を出しましたが、それに対していろいろいただいたご意見への対応案を、一つは用意させていただきました。それが資料 1 になっています。その資料 1 を踏まえて、「具体的方策のイメージ」を修正したり追加したりした資料が、資料 2 になっております。この 2 つの資料を使って、本日の審議事項の (1) 「第 2 回全体会議を受けての対応案」の議論ができればと思っております。

さらに、全体としてまだ十分な議論ができていない部分、もう少しみなさまに議論を深めていただきたい点について、資料 3 を用意させていただきました。その資料 3 を補足する資料も、また用意をしていただいています。それが (2) の「具体的方策にかかる追加審議」となっております。これらの資料をもとに、本日は議論を進めていきたいと思っております。

なお、今後についてですが、この第 1 分科会の審議は今回で終了するわけですが、この分科会での議論をまとめて、12 月に開かれる全体会に向けて、教育改革推進会議全体の「審議のまとめ」に入れていきたいと思っております。そういう形で事務局の方にまとめていただこうと思っております。

推進会議全体の「審議のまとめ (案)」については、12 月の第 3 回の全体会で提案して審議していただき、さらにその後、1 月や 3 月に予定されている全体会で、修正を加えながら成案にしていく予定になっていますので、ご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、本日の資料について、事務局に説明していただいて、その後、審議に入りたいと考えております。まずは、先ほどご紹介しました資料 1 「第 2 回全体会議を受けての対応案」と、資料 2 の「具体的方策のイメージの修正案」の説明をお願いいたします。

(事務局)

では、資料についてご説明を申し上げます。

まず、事項書の次のページをご覧くださいませでしょうか。配付資料一覧に示させていただきます

したように、本日は11種類の資料をご用意させていただきました。事項書の(1)「第2回全体審議を受けて対応案について」を、資料1から資料2の4種類の資料で審議を深めていただきたいと思います。

次の(2)「具体的方策にかかる追加審議について」は、①の「県、市町、学校、家庭・地域のそれぞれの役割について」で、資料3、資料3-1、資料3-2をご利用いただきたいと思います。

資料4、5、6は、前回第2回全体会の資料を再掲させていただきました。資料7は、今後のスケジュールです。合計11種類の資料を用意させていただいています。

では、資料1と資料2の説明をさせていただきたいと思います。資料1をお開きください。

この資料は、前回10月20日に行われた、第2回全体会の審議を受けての対応案です。第2回全体会で出された意見・提案のうち、第1分科会に關係するものを、その左側の欄に①から⑩としてまとめさせていただきました。右側の欄には、上段に当日の回答内容を、下段に対応案を書かせていただきました。

少し例を申しますと、⑥を見ていただけますでしょうか。会議の中で、「生徒が授業を評価する仕組みをつくるなど、教員が生徒に教えられ育てられる文化という視点も取り入れる必要がある」というご意見をいただきました。その右側の上の段に、(小中学校において授業の評価アンケート等を行うシステムはない。一部の学校で授業を振り返るために取り組んでいる例があると聞いている)と書いてあるのは、当日に回答をさせていただいたものです。下の段に3つの○で書かせていただいているのが、事務局としての回答や具体的方策のイメージとなっています。この表は、このように構成をされています。

では、①から順に、簡単に説明させていただきたいと思います。まず、①「全国学力・学習状況調査は、工夫された良問である。実施し、子どもの実態を把握して、課題を見つけ、学校・市町・県が、それぞれの役割を明確にして、課題に対応していく必要がある」というご意見をいただきました。これの対応策として、右側に「各市町が全国学力・学習状況調査の実施に積極的に取り組み、調査結果を具体的に分析して教育指導の改善に活用できるようにするため、調査実施に係る支援や、調査結果を的確に把握するための分析支援ツールの配信等を県は行う」と書かせていただきました。

②「少人数教育の実施等も含め、実践推進校の取組は、集中的に注力するような施策をすることも良いのではないか」というご意見をいただいています。それに対して、「実践推進校の指定に関しては、各校の教育活動の改善のモデルとなる実践を県内に広く啓発していく観点から、市町の現状も勘案しながら、集中的に注力するか、地域に応じて配分するかについて、検討していく」ということです。

③「学力と学ぶ意欲は密接に関係している。学校・家庭・地域が協力し、学ぶ意欲を付けていく取組が必要である」というご意見でした。これに対しては、「調査の結果から明らかになった、学力の状況や学習面、生活面の課題とともに、解決していくための学校の取組方法等について家庭や地域に情報提供し、ともに協力して取り組んでいく」ということです。

④「コミュニティ・スクールの実践をとおして、学校の授業や進路指導が変わり、生徒の学校に対する評価が好転したことから、学力向上に向けて、家庭・地域と連携して取り組むことが効果的である」というご意見をいただいています。「地域の教育力を生かした学習支援等の充実をめざして、コミュニティ・スクールをはじめ、取組の推進を図る」ということと、「コミュニティ・スクールの成果について、広く事例を収集するとともに、積極的な情報発信により、一層の啓発に努める」ということです。

⑤「教員の指導力の向上のために、普段の授業の中で先輩教員が後輩教員を『育てる文化』の定着が重要である」という意見です。これに対して、「普段の授業の中で『育てる文化』の定着のため、相互に学び合う『授業実践研修』と学校内のキーパーソンである『授業研究担当者』を育成する研修を実施する」ということです。

⑥は、先ほど例でご説明した「育てられる文化」のご意見ですが、「全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙等を活用し、各学校において授業に対する子どもたちの評価を実施・集約し、指導に生かしていく」。さらには、「児童生徒、保護者に年間の授業内容、計画、評価の観点等をわかりやすく説明し、児童生徒、保護者より意見をいただき、授業を改善していく」という対応です。

⑦「他校種の校内研修に実際に参加できるようにするための仕組みづくりが必要である」というご意見です。これに対して3つ目の○で、『授業実践研修』の中で校種を超えた授業研究ができる機会を拡充するとともに、『授業研究担当者』の育成をする研修においても校種を超えて授業研究

の交流を行う」とさせていただいています。

⑧は⑥に関連して、「授業評価等、様々なデータを得ても、教師が十分な分析力を身につけていないため、データを読みこなして、どうすれば良いかという考えに発展していかないのではないか」というご意見をいただきました。「分析力を高め授業の改善につなげられるよう、『授業研究担当者研修』において、各種手法を取り入れた研究協議の充実を図る。」さらには内地留学において、大学と連携しながら、そういう「研修」も充実していくということを書かせていただいています。

⑨、⑩は、少人数教育についてです。⑨の「少人数教育の推進は、学校種ごとの議論を行うことも適当ではないか」、「特に専門高校における実習などは、少人数教育についても検討が必要ではないか」というご意見をいただきましたので、対応案としては「高等学校における少人数教育については、学習の内容や特性を踏まえながら、効果的に実施するための指導方法の工夫・改善を行う」となっています。

⑩、「少人数だから、教育がうまくいくか、学力が高いか、というと、そういうわけではない」というご意見もいただきました。それに対し、「少人数指導では児童生徒の学習の定着状況を把握しやすい環境にあるが、一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行い、学力の向上を図るために、教員の少人数指導による指導方法の工夫・改善の取組を支援する必要がある」とし、「学校や市町教委からは『授業の発表回数が増える』、『一人ひとり目が行き届くようになり、子どもたちの理解度やつまずきの状況に応じた指導ができる』とか、『子どもを多面的にとらえることが容易になった』などの声がよせられている。」「子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、子どもたちがわかる喜びを実感する学習活動の充実に向けて、教職員の資質向上を図るため、教職員研修においては、特に『授業の改善』を重視し、継続的な改善を図る」と、回答させていただいております。

この表の中にある○と●の違いですが、○はご意見、●は資料2の「具体的方策の修正案」に反映させていただいたものです。

これが前回、全体会の提案を受けての対応で、今からご審議をいただきたいと思います。特に少人数教育についてご意見をいただきましたので、今回改めて資料1-1「三重県の少人数教育の推進について」、資料1-2「県立高等学校の少人数教育の実施状況」を、付けさせていただきました。資料2については、先ほどの対応案を元に斜体字、下線を引いたものを追加して表記させていただきましたので、資料1と合わせてご覧いただきたいと思います。

(事務局)

資料1-1、「三重県の少人数教育の推進について」という資料をご覧ください。三重県の取組状況や、現在の国や全国の状況を簡潔に説明させていただきます。「1本県の少人数教育の考え方」ですが、「児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かい教育を推進し、基本的な生活習慣や学力の確かな定着・向上を図るため、30人学級等の少人数学級編制と、特定の教科における少人数授業の両面で取組を行っています。」

これまでの取組ですが、「2本県における少人数教育の歩み」にあるように、平成15年度に小学校1年生に30人学級、下限25人を、初めて導入して、翌年度は2年生にも30人学級を導入させていただきました。翌17年度には校種が変わるポイントで、課題も多いということで、中学校1年生に35人学級、下限25人を設定させていただいて、平成18年度からは市町教育委員会のいろいろな状況等をお聞きさせていただいて、基準は1年生ですが、「学校の状況によって2年・3年でくくっていただいても結構です」とさせていただきました。平成23年度からは、国で学級編制の標準が35人になったので、小学校1年生が、従来は40人学級編制の下で30人学級を実施していましたが、本年度からは35人学級編制の下で、それまでの30人学級を推進しています。表の一番下は、少人数授業やティームティーチングを実施するための教員の配置です。

表の上にある2つの○ですが、少人数教育に係る教員の人数は、定数が小・中学校合わせて548人、非常勤が265人です。少人数学級の状況は、小学校1・2年生は30人以下の学級になっている割合が80%後半、中学校では35人以下の学級になっている割合が92.5%となっています。

次の2ページ、その効果として、定量的な判断は難しいのですが、今年度、文部科学省が全国的な状況も踏まえて「中間とりまとめ」というものを出していますので、そこから抜粋させていただきました。中段以降の点線の四角くりで、少人数学級の効果として、学校や教員にとっては、「一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となる。子どもたちの発言する機会が増え」、いろいろ「時間が確保できる」としています。家庭・保護者にとっては、『先生がきめ細かに対応』してくれることにより、学校や教員に対する信頼感が高まる。」

「学校と家庭が密に連携して子どもを見守り、課題に対応することが可能となる」としています。子どもたちにとっては「授業を理解しやすくなったり、授業を楽しんでいる」と感じます。トータルとして『学校へ行くのを楽しみにしている』などの効果に結びつく」といったことがあります。三重県においても、各学校、各市町教委から、同様の教育効果を聞いています。

4 ページは、来年度の文部科学省概算要求の少人数学級の部分です。中段のところに「義務教育費国庫負担金」と書いてありますが、その下の「1 教職員定数の改善」には、来年度に向けて合計 7, 000 人の改善を要求されています。そのうち、小学校 2 年生の 35 人学級に対しては、国全体で 4, 100 人の定数が必要という積算になっています。

5 ページは、昨年度、文部科学省が概算要求した際の定数改善計画（案）です。これは現状もまだ計画案にとどまっていますが、真ん中の表の「改善の目的・内容等」の欄に、枠囲みで表がありますが、それまで 40 人学級だったものを、計画的、段階的に 35 人学級に推進していくとしています。当時の計画としては 23 年度で小学校 1、2 年生、順次、3、4、5、6 と進め、中学校については 26 年度から実施としています。29 年度以降は、小学校 1、2 年生を 30 人学級にという計画案でしたが、先ほど申し上げたように、23 年度については、小学校 1 年生の 35 人、24 年度については、小学校 2 年生の 35 人学級が、今、概算要求の段階で、文科省の計画案どおりにはなっていないのですが、そういった状況です。

7 ページは全国の少人数学級編制の状況です。一番上の列が編制人員で、都道府県によっては 30 人、33 人というところもあります。三重県は小学校 1、2 年生で 30 人としていますので、1 年生の 13 県、2 年生の 12 県という欄に、それぞれ位置しています。35 人で編制している県が 24 あり、ここが一番多くなっています。小学校 3 年、4 年、5 年、6 年で少人数学級を対応している県もあります。中学校 1 年生の編制人員で一番多いのは 35 人で、三重県もここに入っています。

8 ページ、9 ページが全国の状況で、例えば秋田県は、小学校 1 年生から 3 年生と中学校 1 年生で、学年 2 学級以上の学校で 30 人程度の学級となっていますので、単学級の学校は少人数学級編制は該当しないということになります。山形も小・中学校の全学年で、条件はかなりありますが、対応されているということです。低学年で少人数学級を導入しているところが多いのですが、福井県は小学校 5、6 年から中学校の全学年にウェイトを置いて、少人数学級を導入しています。

(事務局)

資料 1-2 の説明をさせていただきます。最初に裏面をご覧くださいと思いますが、高等学校の仕組みの説明をさせていただきます。それを見ていただきますと、まず学習形態の違いによって、全日制、定時制、通信制があります。全日制については、昼間、週 30 単位を標準として、年間 35 週学びます。定時制については、夜間や特別な時間帯に学びます。通信制は通信指導による学習を行い、月 2 回のスクーリングもあります。全日制は 3 年で卒業ですが、定時制、通信制は基本的に 4 年となっています。ただし、中身の組合せ等によって、3 年で卒業することも可能です。

また、学年制と単位制があり、学年制は従来の仕組みで、1 年終わったら進級認定を受けて 2 年上がるという、学年の区分のある仕組みです。単位制は、学年ごとの修了認定はありません。所要単位を取れば卒業になります。

学年制には、大きく分けて普通科と専門学科があり、専門学科については、専門科目 25 単位以上を課しています。普通科のコース制は、平成 6 年から導入されていますが、入試の中に募集枠を設けて、特色あるコースを設けています。農業・水産から福祉・看護の部分は、職業学科の専門学科です。それ以外に「その他」というものがありますが、これは普通科系の専門学科です。

表の方をご覧くださいと思います。高等学校の少人数教育の実施状況ですが、高等学校における少人数は、先ほどの説明の小中学校とは違って、それぞれの学校が実態に応じて校内の努力によって行っています。「クラス編成の工夫」で例を挙げさせていただいた桑名工業ですが、実際の募集の学級数は 4 クラスですが、それを入学後 5 クラスに分けて、1 学級あたりの人数を少なくして指導効果を上げています。

2 番目は、「商業学科における 1 講座あたりの実習人数」ということですが、特に職業学科では実習が多くあり、実習は指導効果の問題もありますし、危険防止という点から目が届く人数でやる必要がありますので、各職業学科では、ここに挙げましたような人数、8 人とか 10 人とか 20 名での指導を行っています。

あと、ここには挙げていませんが、普通科においても、例えば英語や数学など、少人数指導が効果的とされる教科の一部で、2 クラスを同じ時間に授業があるようにして、2 クラスを 3 つに分け

て、習熟度も組み合わせてやっているような学校もあります。

(座長)

それでは、審議に入っていきたいと思います。

先ほどご紹介しましたように、審議事項の(1)「第2回全体会議を受けての対応案」について、今、説明していただいた資料1と2をもとに、ご議論いただければと思います。資料1が全体の対応案ですが、それを受けて、資料2では具体的方策の必要な修正をしています。いろいろご意見をいただければと思います。

先ほど資料1-9で、高等学校の少人数教育について、「指導方法の工夫改善を行っていく」と回答しており、具体的方策にも生かされているのですが、今後さらに突っ込んだ指導方法の工夫改善が考えうるのでしょうか。もしありましたら教えていただければと思います。

(事務局)

特に職業学科では、もう既に工夫して行っていますが、学校外の、例えばデュアルシステムなどがまだまだ数が少ない状態ですので、そういうことはより効果的ですので、今後取り組んでいきたいと思っています。今のところ、校内で効果的な指導方法を工夫しながらやっているところです。

(座長)

資料1-2に、「クラス編成の工夫」の例が5校挙がっていますが、「職業学科の実習」を、これまで以上に他の高校でももう少し工夫して広げていく可能性があるのでしょうか。

(事務局)

例に挙げている学校は、「生徒の実態に応じてきめ細かな指導をするべきだ」ということで、このようにしているわけですが、これが拡大していく状況は、今現在のところはありません。

(座長)

分かりました。

(委員)

資料2の1ページの修正の箇所ですが、(1)のAの最初の四角、全国学力・学習状況調査にかかるのですが、「調査にかかる支援」という言葉になっているのですが、前回の「中間まとめ」では、もう少し具体的に「調査にかかる経費への補助」と具体的に書いてあります。この分科会では具体的に「財政的な支援や人的な支援も必要ではないか」というご意見も出されていたのですが、その具体的な項目が消えているのに少し違和感を覚えます。「支援」にまとめた経過とか、この「支援」というのが、具体的にどのようなことを想定されているのか、教えていただきたい。

(事務局)

おっしゃっていただきましたように、前回の「中間まとめ」の「経費への補助」という記述を、「支援をする」に修正させていただきました。「財政的な支援とか人的な支援とか、支援にはいろいろな支援が今後考えられるのではないか」ということも含めて、幅広く学校現場にとって望んでみえる支援を考えていきたいということをもとに、修正させていただきました。

(委員)

おっしゃることは分からないではないですし、その是非よりも、この修正に対する姿勢が問題ではないかと思います。分科会等に出ている意見とは、逆方向のまとめ方ではないのかと思います。「具体的な経費にかかる支援をはじめ」という文言ならまだ分かるのですが、この変化を見ていると、普通は「経費の支援はしませんよ」と読んでしまいます。一体なぜ、このようにあっさりした言葉になったのかを教えていただきたい。

(事務局)

「はじめとして」という修正案もいただきまして、ありがとうございます。調査実施にかかる支援を事務局でもいろいろと検討させていただき、採点そのものに対する支援もいるだろうし、その採点を分析していくための支援もいるだろうし、さらには結果から見えてくる課題をどのように次につなげていくかという支援もあるのではないかと、広い意味を検討している中で出てきました。そのように広くとらえていきたいという意味を込めて、「支援」と変えさせていただきました。

(委員)

その是非はともかくとして、この教育改革推進会議は、「教育ビジョンの具体的な項目を更に推し進めるために、来年度の予算取りにも向けて」というお話があったのではないかと思います。具体的な項目をわざわざ消して、「支援」という言葉にまとめてしまうのは、「予算取りも見据えて」という教育長のお言葉と、若干矛盾するように思うのですが、いかがでしょうか。

(白鳥総括)

この分科会でのご議論を踏まえて、ここにあるように「市町等教育委員会による全国学力・学習状況調査の実施活用の支援を進めていく必要がある」という具体的方策を、書かせていただいています。支援の方策としては、当然、多様な選択肢が想定されますので、このように「支援」という広がりを持った形で書かせていただきました。今後、予算要求をしていく中で、現場のニーズも踏まえ、どういった形で具体的に落とし込んでいくか、この分科会でのご議論を反映できる形で、対応していきたいと考えています。

(山口副教育長)

「補助」の方が、概念としては狭いと考えています。「金を出したらそれで終わり」という話ではなく、人も含めて「支援」という言葉の方が適切であろうということで、より効果的に全国学力・学習状況調査を実施して、それが学校の授業改善や教員の資質向上につながるような支援をしていきたいと考えています。例えば、今まで学力向上のための予算取りをして、2分の1補助とか3分の1補助をしていましたが、それが果たして良かったのかという反省もあります。全国学力・学習状況調査に限っていえば、お金の補助も含めて、もう少し幅広に人の支援もあり得ないかとか、直接採点をすることによって、子どもたちのつまずきや、三重県の子どもたちの弱み強みが分かるのではないかということも含めて、「支援」という言葉にさせていただきました。「調査実施への補助」と前回の資料には書いてございますけども、そういう意味で、広がりを持った支援、取組とご理解いただければと思います。

(座長)

そういう意図がより分かるような文言の検討は難しいですか。

(山口副教育長)

ちょっと難しそうですが、検討させていただきます。

(委員)

経過はよく分かりました。

(委員)

少人数教育に関わる県の思いなり、考え方をお聞きしたいと思います。三重県は早くから30人学級を実施していて、それなりの効果が大きく出ていると思いますが、一方で「下限25人」という部分が、これまでずっと教育長会でも、やはり引っかかるという意見が出ていたと思います。今回、小学校で新しい学習指導要領が本格実施され、新しい教科書を使っての授業が進められていますが、単学級の場合と複数学級の場合では、かなり差が出てきているのではないかと思います。同じ学校で複数の担任がいれば、授業が終わった後すぐ、その状況を交流・交換もできますし、事前の研修も1人でやっていると、なかなか進まないことがあります。複数いるのといないのとでは、大きな差が出てきているようにも思います。

全国学力・学習状況調査の結果だけがすべてではないと思いますが、少人数、特に人数の少ないところでは、同じ学校でもその年度の子どもの状況によって、できる時とできてない時と、かなり差があるのではないかと思います。そういうことを考えた時に、三重県の場合30人学級という素晴らしい少人数教育に取り組んでいますが、「下限25人」を撤廃して、35人のところでも2クラスにすることができないかと思います。小学校1年生では88.3%までできているということなので、パーセントで言ったらほんのわずかなあとの部分、この格差が結構あるのではないかと思います。指導する側のことを考えたら、子どもを目の前にして、先生方が熱心にいろいろな思いを出し合って、足りないところを少しでも補完できる手当ができないかと考えます。今年、全国は「35人学級」で下限もありませんが、三重県の場合、同じようなレベルでやっていたということがありますが、30人学級も場合によっては国に準じて35人でもよいと思います。その代わり、2年生まで、来年になるかどうか分かりませんが、もしならなかったとしても、きちっとそういう当てをしてもらうことができないのか、県の考え方をお聞きしたいと思います。

(事務局)

「下限25人」と言っても分かりにくいと思いますので、少し説明させていただきますと、クラス編成をするのに基準の30人で割った時に、それぞれの人数が24人、24人、24人となると、今の仕組みとしては、1つも25人の学級が生じないので、30人学級の対象にはなりません。1学年24人×3で、72人の学年があるとしたら、その場合は36人、36人という2クラスになるのが、三重県が取り入れている「30人学級、下限25人」です。それが73人になると24人、24人、25人になるので、30人で3学級になります。「下限25人」の条件を取るとなると、31人の単学級の場合でも、15人、16人の2クラス編成になります。こうなると、集団性の問

題と財政的な負担の問題があり、相当数の教員配置が必要になってきます。従来から種々の議論、ご意見いただいておりますが、今、こういう対応をさせていただいております。

ただ、そのように学級が2つに割れない場合、例えば38人、39人という学級への対応としては、さきほどの資料1の1にあったように、予算上定数ある548、非常勤で265は、30人学級に対応している部分と、「30人学級、下限25人」の対象にならなかった学校や学年に配置させていただいております。そういった部分へのフォローは、これまでもさせてきていますが、23年4月からは国で学級編制そのものが、小学校1年生は40人から35人になりました。この一番大きな効果は、従来36人から40人のところは、三重少人数教育で「30人学級、下限25人」がついているがために学級が割れなかったのですが、標準法で「36人以上は2クラスにする」となったことです。ただ、31人から35人のところは、35人学級編制であっても「30人学級、下限25人」であっても、「単学級の場合は1学級にしなさい」となっています。そういうところにも少しでも対応させていただきたいと、非常勤の数も確保させていただきながら、これまでも取組をさせていただいてきました。

小学校1年生で31人から35人の単学級は、79学級あります。それを2つに割ろうとすると、それだけの先生の数が要ります。県単独でそこを割るのは、なかなか財政上も難しいので、非常勤なり加配の定数を確保させていただきながら、あるいは国の定数を活用しながら、市町教育委員会とも相談しながら対応させていただいております。

「今後も少人数学級を推進させていただきたい」という思いはありますが、まずは、昨年度国で学級編制が30年ぶりに見直されたので、そこを今後も重ねて、きちっと来年度の概算要求が小学校2年生にも実施されるように要請していきたいと思っています。

(委員)

県の考え方もよく分かりました。私どもも今聞かせてもらったことを考えながらやっていますが、現実問題としては、小学校の低学年は、就学前からの引き続いての学校ということから、いろいろ馴染みにくい面があって、より手厚い形が必要ではないかと思っています。そのことを踏まえて、三重県は早くから三重少人数、30人学級を実施してくれていると理解をしています。

例えば31人のところを2つに割ると、15人と16人になりますが、教科内容によっては、これだけでは不十分なところも、あるのではないかと思います。そういうところは臨機応変に、2つのクラスを合わせて実施することも可能ですし、学校の実情、子どもの実態等をしっかり踏まえて、有効に活用できる体制づくりをきちっとやっていくことが必要ではないかと思っています。定数なり非常勤の人を確保してもらうことは大変大事なことです。そういうことが現場まで伝わるように、何人かの人を「自由に使ってよろしい」としてもらい、それが少なくとも市町教育委員会まで浸透しているようにしていただき、その人数をきちっと確保していただくことが大変大事ではないかと思っています。

そうすることによって、特別な支援を要する子どもも、少人数とはいえ増えている状況ですし、学校の様々な実態によって異なる「やらなければいけないこと」に合わせ、合併をしながらやっていくことも可能になります。そういうことも含め、是非、今後も検討していただくことをお願いします。

(委員)

今、委員が言われた「実態に合った」というのは、非常に大事なポイントではないかなと思います。少人数のグループで学習することは、効果が上がることは事実ですが、そうでない教科もあります。また分け方も、25人とか24人とか26人とか、その辺は微妙なところがあるのではないかと思います。

例えば本校の場合、学習速度の遅い子には、やはり丁寧にゆっくり教えてあげないと分からないので、そういう子どもたちのグループは人数を少なくし、もっと早くても大丈夫な子どもたちは少し多め、というグループの分け方をしています。必ずしも25、25とか、35、35ではなくて、「実態に合った」分け方を考えていくことが、学力の定着ということを考えると、大事なことはないかと思っています。このことは、各学校、現場の先生方が感じてみえることではないかと感じます。

もう1点は、資料1を見ると、学力を上げるためのいろいろな提案がなされて、いろいろな対策が取られています。しかし、やはり学力を上げるのには、学ぶという観点から考えて、もっとハングリー精神を持たすような教育が必要なのではないかと思っています。うちの学校でもそうなのでよく分かるのですが、先生方も必死になって、いろいろなことを工夫して勉強して、あれやこれやとやってみるのですが、学ぶ方はそれほど必死になっていないと感じられます。特に学力調査の問題を

見てみると、単に教科書のことを覚えるのではなく、もう少し幅広く考えられるものの見方、考え方を身に付けていくことが求められていて、それをどうやって育てたら良いのかという視点も、これからは必要ではないかと思います。

(座 長)

私も似た印象を持っていて、子どもたちの学力を育てていくのに、「基礎的な知識・技能を習得する」ということはあるのですが、それだけではなくて、今、「思考力、判断力、表現力、応用力をどうやって育てるのか」が、かなり大きな課題になっています。それはある意味で、クラスや学校の学習に対する風土に関係していて、子どもたちが知的な興味、関心を醸成する気風が、学校の中にもっとあってもよいと思っています。今回の具体的方策のイメージで、そのことを端的に表しているのが「わかる喜び」という言葉ですが、それは3ページの上の方に、「子どもたちが『わかる喜び』を実感する学級活動の充実」と書いてあります。しかし、今の子どもたちの学習する姿を、「わかる喜び」という言葉で表していくことで十分なのかと思います。確かに「わかる喜び」というのは、本来「いろいろ物事を分析して、新しくものを発見したり理解していく」という意味なのですが、ついつい私たちは「ある答えがあって、子どもたちがその答えをわかる」という意味に捉えがちで、「新しく創造的に何かを知っていく、段々と物事がわかる喜び」ではなくなっています。例えば「考える楽しみ」とか「わかる喜び、考える楽しみ」とか、もう少し「応用力、活用力」につながっていくことがイメージできる言葉を入れたら、違うのではないかということも、ご検討いただければと思っています。

(白鳥総括)

貴重なご意見をありがとうございます。

学力の育成に関しては、教育ビジョンの中でも、今ご指摘のあった基礎的な知識・技能と、思考力、判断力、表現力と合わせて、「主体的に学習に取り組む態度」の育成が、学力の重要な要素となっています。学力を育成する上では、学習意欲を高めていくことが必要です。何のために学ぶのかを、子どもたち自身が気づいて取り組んでいく。そのためにキャリア教育をはじめとしたいろいろな機会をとらえて、施策を進めていくべきことや、その中で子どもたちに学ぶ喜び、わかる喜びを経験させていくことが重要であり、子どもたちの成長を認めるとともに、「喜ぶ」、「励ます」等の指導を進めていくべきことが、教育ビジョンに書かれています。

今、別の分科会で「キャリア教育の充実」について議論しています。そして、この後、全体会でこれまでの各分科会の議論をまとめてご審議いただきますが、主体的に学習に取り組む態度は、これらのテーマに共通し、ある意味、底流に流れる部分だと思いますので、学力育成における一つの重要な要素として、今ご指摘のあった部分もできる限り反映できるような議論を、今後もいただければと思います。

(委 員)

それぞれの学校で授業研究等が行われているのですが、そこでの議論も聞きながら、少し今のお話に関連して、「そうではないだろう」と思いながら、危惧していること、感じたことを申し上げたいと思います。「基礎学力」ということを重視するあまり、一人ひとりの子どもが「1時間の授業でどれだけの知識や技能を獲得したか」ということだけに集中していくような風土が、できつつあるのではないのでしょうか。私が中学校現場に居たときに、「授業というのは、そこに居る子どもたちが様々な意見や考え方や発見をぶつけ合いながら、子ども集団として真理や真実に到達していく、そういう授業をやらなければいけない」と、授業をする度に叱られていました。そういう気風が今あるのか、弱くなってきていないのか、直感的に心配をしています。

ビジョンの32ページでは、子どもたちの学力や学習状況について、3段落目ぐらいに、「小学校では他者と共に学び合う力の基礎を養います。中学校では、共同的に学習に取り組む態度を養い」と書いてあります。全国学力・学習状況調査でも、このことに関連するような調査をしているのではないかと思います。経年的に見て、三重の状況がどうなのでしょう。

それから、この「共に学び高め合う力」とか、「共同的に学習に取り組む態度」というのは、学力の育成にとって大事なことだと思うのですが、この「具体的方策の修正案」のどこがそれにあたるのか、教えていただきたいと思っています。

(白鳥総括)

「普段の授業では、学校の友だちとの間で話し合う活動をよく行っていると思いますか」という質問項目があります。これに関して、平成22年度の調査結果から見ますと、三重県は大体、全国の平均的な位置にあります。

他方でビジョンの中でもこうした部分は、当然ながら「重要である」という位置付けをしています。今回提示させていただいている「具体的方策のイメージ」は、このビジョンを具体化していくということで、施策の具体的な中身を記載させていただいています。すべての施策に対して、1対1の対応関係にはなっていない部分もあると思いますが、今、ご指摘の「子ども同士がお互い学ぶ楽しみ、喜びを実感しながらお互い高め合う力の基礎を培っていく」という部分については、今回研修分野で修正させていただく中で、反映していますし、全体を通じて、そうしたことが基礎にはなっていることを、申し上げたいと思います。

(委員)

基礎・基本の習得にも必要なことだと思いますし、基礎・基本の習得と「共に学ぶ」ということを分けて議論するのめどうかと思いますが、もう一度このビジョンに書いてある「他者と共に学び合う力」とか、「共同的に学習に取り組む態度」とかいうことと、具体的方策の関係を、少し整理をしていただければと思います。

(委員)

少人数教育で論議していただいているのですが、中学校と小学校では、若干違うところがあると感じています。中学校の場合は教科担任による授業になってきますので、小学校のように、「加配等で人数が増えてOK」ではなくて、先生方の持っている免許に縛られてしまいます。結果、英語や数学での少人数教育に限られていく傾向があります。その年、その学校の子どもたちの実態によって、必要となる免許を持っている方の配置など、学校としては人事への配慮もお願いをしていますが、なかなかそこがうまくいきません。やはり現場を預かっている者として一番助かるのは、複数免許を持っている教員の任用です。それがあれば、学校としても非常に使いやすい、うまくはめ込むことができます。ですから、長い目で見ていくためには、大学の教員養成の部分から関わってくると思うのですが、複数免許で現場に来ていただくと、学校としては独自の工夫もでき、非常に助かります。

現に本校でも、複数免許を持っている教員がいて、今まで社会科を持っていた教員を数学に切り替えて対応していくなど、いろいろなことができます。そういった校種による違いも少し考慮した中で、少人数教育をどう具体的に進めていったら良いのか、考えていただければと思っています。

(委員)

まず、資料2の3ページで、内地留学のことを新たに入れていただいているのですが、今、このような授業分析、指導分析等々を目的とした内地留学に行っていられる方は、何人ぐらいいるのでしょうか。今後、このビジョンの計画期間の間に、どれぐらいまで増やすおつもりでしょうか。

2つ目は、教員が大学に行くということも非常に有効なことだと思いますが、大学の先生方がいくつかの研究指定校でも結構ですけれども、校内研修会等々に年間を通して入り込んでいただくというシステムの充実について、お考えはどうでしょうか。

3つ目は、繰り返し申し上げているところですが、全国学力・学習状況調査の結果の共有については、過度の競争に陥らないように、手段と目的が逆転しないようお願いしたいと思います。

最後に、様々なことが書かれてありますけれども、ビジョンの本冊の159ページに書いてある現在の教員の状況を十分踏まえていただいて、そのことも勘案しながら、具体的な方策の立案や展開について、十分配慮していただきたいと思っています。

(事務局)

現在、内地留学として派遣しているのは、一般として、教科、人権教育、外国人児童生徒教育があります。さらに、情報教育、教育臨床、特別支援教育、発達障がい児教育、産業教育もあります。直接調査分析力を高める内容ではありませんが、それぞれの内地留学の中で、このような力を高めってもらうように、県として大学等にも要望させていただいて、連携を図りながら進めていきたいと考えています。

(事務局)

大学の先生が校内研修に入っていただいて、その場で研究を進めていただいている例は、たくさんあります。昨年度、この支援プランを作成していただくときにも、大学の先生と話をさせていただき、情報をいただきながら進めてきました。研究されていることが、実際の子どもたちを前にして、子どもたちのためにつながっていくように、学校も学ぶ機会となっていって良いと思っています。

(委員)

できましたら、具体的方策のイメージの中で、「アカデミズムの学校現場へのより一層の参入」

もご検討いただけたらと思います。大学に行くのではなく、逆に来ていただくことも書いていただけたらと思います。

(委員)

実は昨日、本校の隣の南が丘小学校のMe、南が丘地域教育委員会の会議があったのですが、その小学校は、文科省からその表彰を受けたという報告がありました。その中で委員長さんが、「今、コミュニティ・スクールと学校地域支援本部と、2つの事業が立ち上がって動く中で、どちらに重きを置くのだろうか。なにか中途半端な感じだ」という意見を持っていらっしゃいました。「条例などいろいろ規則の中で身分等も補償される一方で、いろいろな制約の中で進めていく、あるいは、人事にも絡んでくる可能性があるコミュニティ・スクールと、ボランティアという形での学校支援地域本部と、一体どちらの方向に進んでいくのだろうか」と、県や市の方向性にも両方が併記してある中で、「良いと思ったらそれを進めてもらえれば良いのに」とか、いろいろなご意見をいただきました。コミュニティ・スクールなのか、学校支援地域本部なのかという方向性について、もし定まっているようでしたら、お話しいただきたいと思います。

(事務局)

今、委員からお話のありました件ですが、いずれも目指すものは「開かれた学校づくり」ということで同じかと思います。それぞれの地域や学校の実態を踏まえて、コミュニティ・スクールが良いのか、学校支援地域本部が良いのかは、考えていく必要があると思います。ただ、我々「開かれた学校づくり」を担当している教育改革室としては、学校運営にかかわる部分でコミュニティ・スクールは、地域の方に大変深く関わっていただく制度として有効と考えています。

一方学校支援地域本部の方は、ボランティアの要素が大変強いので、学校運営とは一旦切り離される部分がありますので、開かれた学校づくりを強く進めるということでは、コミュニティ・スクールの方が大変有効と考えています。

(委員)

やはり、先生方がその気になってやってもらえる、地域を巻き込んでやれるような方策が具体的に示されないと、なかなか現場は動かないのではないかと思います。特に「教員の資質の向上」については、「授業研究担当者」に関することが書いてくれてありますが、具体的にどんなことができるのか、これだけで「頑張っていこう」という気になるか、疑問なところもあります。

先生方は毎日子どもを前にして、目の前のことに追われていることが多くて、なかなか先を見据えてということができない状況です。また、「これをしてもらった。助けてもらった」と思ってもらえるようなことが出せない状況で、「あれもやらなきゃならない、これもやらなきゃならない」と、切羽詰まってくる状況に置かれています。「先生方にゆとりや余裕が果たしてあるのか」を、きちっと考えていかなければならない。そして、この会議では「今、何をしなければならぬのか」を具体的に検討することが目的ですから、「改善を図る」とか「検討をする」とか抽象的な形ではなく、もう少し具体的なものを示しながら、総括的な形の文言を入れてもらったら大変ありがたいと思わせていただきます。

授業については、三重県はいろいろな研究会、校内研修会が多く行われているわけですが、効果がなかなか見えてこない状況にあります。本当に学校全体のものになっているのかどうか、ここにも「学校全体の指導力向上につながる取組が必要であるため」と書いてありますが、今度はこの授業研究の担当者に任せておいたらそれでよいのか、やはり一工夫が必要ではないかと思います。また、「研修に行きたくてもなかなか行けない」ということが、現場の先生方に多くありますから、そういう部分をどうやってカバーするか、具体的なものが重要だと思います。

また内地留学についても、本当に先を見据えて「こんなことをやっていきたい」と願ってやっている、行きたいと思っている先生方がどのくらいいるのかと思います。「現場がしんどいから、行き詰まってくるから内地留学に行こうか」ということではいけないですから、もっと意欲的に「自分が行って必ずそれを生かしていこう」という、真の意味のあるものになるような体制が必要かと思います。また、「行って良かった」と思えるような、留学の中身の問題もあると思います。

一昨年、名張市で秋田大学の阿部先生を呼んだとき、秋田県では現場と教育委員会、大学が一体となって動いているという話がありました。現場の先生方だけをどうこうするのではなく、行政や三重大を中心とした大学が同じ思いで、現場に生きてくるような研修を企画し、指導、助言していただけたらと思います。研究指定などをして、いろいろな実践をするということですが、本当に現場を分かっただけでどうするのが良いのかは、現場に入らないと分からないものがあると思います。そういう面から、「教員の指導力の向上」の部分を書いてくれたらと思います。現場として具体的

に一つでも二つでも、「こういう形でできる」と思える目新しいものがあつたら、大変ありがたいと思います。特に「授業を大事にする」ということを、現場の発想や思いをしっかりと受け止めて、県教委や市町の教育委員会がやらなければいけないと思っています。

(座長)

そうしましたら、(1) はここで一応終わらせていただいて、一旦ここで休憩を取りたいと思います。

それでは10分ほど休憩していただきます。

(10時30分休憩)

(10時40分再開)

(座長)

それでは、再開させていただきます。

審議事項の(2)「具体的方策にかかる追加審議について」に入ります。これは、資料3を中心に、さらに審議を深めていただきたい項目になります。

それでは事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

まず、①「県、市町、学校、家庭・地域のそれぞれの役割について」、もう少し審議を深めていただきたいと思います。

資料3をご覧ください。1つ目の欄の左側に、審議が十分でない項目として「県、市町、学校、家庭・地域のそれぞれの役割について」とあり、右側、「具体的方策等のイメージの内容等」として、「学力向上に向けた学校の組織的な取組、教員の指導力の向上、少人数教育の推進について、県、市町、学校、家庭・地域は、それぞれどのような役割を果たしていくべきか」とあります。こういう点でご議論いただけたらと思います。

そのご議論をしていただくために、資料3-1として、「具体的方策のイメージにおける実施主体別の主な取組(案)」をまとめさせていただきました。これは、資料2にあった「具体的方策の修正案」を、どこが実施していくのかということで、県教育委員会、市町教育委員会、各学校、家庭・地域にそれぞれ落とし直した表です。内容については新たなものではありません。

表の見方は、審議の柱とした「学力向上に向けた学校の組織的な取組」、「教員の指導力の向上」、「少人数教育の推進」を、左の欄に書かせていただきました。「学力の向上に向けた学校の組織的な取組」の中は、さらに3つに分けて、A、B、Cとさせていただきます。表の中の点線囲みゴシックになっている部分は、中間まとめの中で、四角で囲んだ部分です。

上から順に説明させていただきます。県教育委員会として、「全国学力・学習状況調査の実施・活用の支援」をしていく。市町教育委員会ではそれを元にしながら、積極的に取り組んでいただいて、域内の学校の調査結果を具体的に分析して教育指導の改善に活用」していただく。学校では、全国学力・学習状況調査を実施し、調査結果を具体的に分析して実際の教育指導の改善に活用」していただく形となっています。

2つ目に「実践推進校の指定と支援」ですが、市町教育委員会ではそこへの「支援」をしていただいて、学校では「取組の推進」をしていただき、さらには、「校長のリーダーシップのもと、教員の指導力の向上に向けてチームワークのとれた体制づくりの推進」をしていただきたいということです。

それから「取組の成果の普及・啓発」を、市町教育委員会と共にさせていただこうということになります。そのように表は作成させていただきました。

Bの「学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの学びを支える取組の推進」として、県としては「全国学力・学習状況調査の実施推進」、「コミュニティ・スクールの取組支援」、「学力向上に向けた県民総参加による県民運動の展開」の3つの観点で、書かせていただいております。市町教育委員会においては、直接「各学校の取組支援」や「県民運動への市町としての取組」をしていただく。各学校としては、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの学びを支えるということから、「調査結果と学校の取組状況を情報提供」させていただく。あるいは、「学校支援地域本部や学校評価、コミュニティ・スクール等の取組推進」をしていただく。そのときに「保護者や地域の方と連携した学校づくり」や、「学校・家庭・地域が連携して子どもたちの学ぶ意欲を高める環境づくり」を同時に願います。さらには、「県民総参加による県民運動への学校としての取組」が挙

げられると思います。ここには家庭・地域の方にも実施主体として、「学校の取組状況の情報共有」をして、「学校支援地域本部や学校評価、コミュニティ・スクール等の取組参加」を通して、学習支援や環境づくりをしていただく。さらには地域として「県民運動への地域としての取組」ということです。

次に、「C子どもたちの安心した学びを支える基盤づくりの推進」として、「中学校区を一体としたスクールカウンセラーの配置の推進」、「臨床心理相談専門員による教育相談の実施の推進」、「学びを引き継ぐための校種間等の連携推進」、さらには、「学校を核とした地域ネットワークを構築し、安心した学びを支える基盤の整備」という4つを、県の役割と考えています。市町教育委員会は、「各学校の取組支援」ということです。学校としては、「校内のチーム支援体制の充実」、「スクールカウンセラーの活用」、「教育相談の活用」、「引継ぎの充実」、「子ども支援ネットワークの構築」など、いろいろなことが挙げられると思います。家庭・地域としては、「学校、医療、保健、福祉等の関係機関間の連携の充実」が大事になってくると思います。「学校と地域の様々な主体が協働した『子ども支援ネットワーク』の構築」も大事になってきます。

「教員の指導力の向上」に移ると、「『授業実践研修』の実施」、「教職員一人ひとりの課題解決のための支援」、「『授業研究担当者』の育成」、「教育課題に対応する指導力の向上」に向けて、それぞれ市町教育委員会等にも取組をお願いしながら、学校では「校種を超えた授業交流」、「『授業研究担当者』による授業研究の企画・運営」、「教育課題に対応した指導の実践」が挙げられると思います。

「少人数教育の推進」については、「きめ細やかで質の高い教育の実現」ということで、各学校においては、「基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上」のため、さらには「効果的な指導方法の工夫・改善」を図っていく。また、家庭・地域の取組として、「地域の教育力を生かした学校づくり・学習支援」もあるのではないかと思います。

「具体的方策のイメージ」を実施主体別に整理をさせていただきますと、このような形になってくると思います。この表も参考にさせていただきながら、県、市町、学校、家庭・地域のそれぞれの役割について、審議を更に深めていただきたいと思います。

(座長)

それでは、この「県、市町、学校、家庭・地域それぞれの役割」について、ご意見をお願いしたいと思います。この表を見ると、「学校の果たす役割、期待されることが大変大きい」ということが、改めて分かるわけですが、この学校の取組、教育委員会の役割、学校を支えるいろいろな仕組みについて、お気づきの点など、意見をいただければと思います。

「子ども支援ネットワークの構築」とあって、私はここがあまり具体的にイメージできなかったのですが、これはどんなイメージで議論されているのでしょうか、教えていただければと思います。

(事務局)

子どもたちの学力の問題を考えると、家庭の経済面で課題のある子ども、家庭環境等によって学習が困難な状況、学習する環境が整っていない状況に置かれている子ども、このような教育的に不利な環境の下に置かれている子どもたちの学力を高めていこうということが、とても大事なのではないかと思っています。こうした子どもたちの課題を学校だけで解決していくことは、大変難しいと思っていますので、学校を核として、自治会、公民館、民生委員など、校区の中のさまざまな人々とネットワークを組んで連携して、地域の子どもの抱えている課題を、みんなで解決して、子どもたちの学習環境を整えていけたらと思っています。学びを保障していくネットワークを作っていけたらと考えています。

(座長)

分かりました。主に教育的に不利な子どもを念頭に置いた取組、ということですね。以前の中間案で「子ども人権ネットワーク」となっていたのを、今回「子ども支援ネットワーク」としたわけですね。

(白鳥総括)

今回、この資料を提供させていただいた趣旨をもう少し補足させていただきます。

「具体的方策のイメージ」としてこれまで議論いただいたものは、主に県教育委員会の役割を基軸として整理していましたが、分科会の中でも「それぞれの市町、学校、家庭・地域に、どういった役割があるのかを明確にして、対応を進めていく必要がある」というご意見をいただきましたので、それを各主体別に落とし込んでみました。これまで整理をしていただいたものを、特に市町教育委員会、各学校、家庭・地域について、落とし込んでみたものが、今回の資料3-1の表です。

ここに書かせていただいた具体的な方策を進めていく上で、市町教育委員会、各学校、家庭・地域のそれぞれの役割を、どういう形で進めていったら良いのか、もう少し踏み込んだ議論をいただければと思います。こうした資料を提供させていただいた次第です。特に市町教育委員会の欄には、「各学校の取組支援」と大まかに書かせていただいています。具体的にどういう役割を果たしていただくべきか。そして、各学校においては、現場がやる気を持って進めていくためには、具体的にどういう施策に取り組んでいくべきか、その取組を支える仕組みはどのようなものを考えるべきか、そういう議論をしていただければと考えています。

(委員)

私も「市町教育委員会の欄には、具体的なものが何も入っていない」と思っていたところですが、ここを入れていこうと思ったら、教育長会なり、きちっと話し合う機会がないとできないのではないかと思います。

せっかくこうやってビジョンの具体的な方策についての取組をやっているというときですから、県教委と小中学校を管轄している市町教育委員会が、もう少しぎっくばらんに話す機会を取らないと、最終的に各小中学校につながっていかない、保護者、家庭・地域と結びつくことができないと思います。それぞれが単独にしていたのではできないし、連携して、きちっとした趣旨の下で話し合いがなされていかないといけないと思います。特に市町になってくると、県下29市町で状況が違いますので、その実態に応じた中でどうするか、それぞれの市町が実態を把握する中で、どんなことをするのが効果的なのか、この会議で審議している趣旨を訴えながら、県教委、市町教委が連携して、具体の話が煮詰まってくるようにして欲しいと思います。各学校の状況を把握した上で、各市町がやってくれているお陰で、総体的には大きな事故もなくやってくれていると思うのですが、さらに向上を目指すとなると、今のままではいけないのではないかと思います。

もう1つ、Bに「家庭・地域の中で情報共有」と書いてありますが、大きな問題も起こってないからかもわかりませんが、学校教育のことについて、現場と保護者、地域のみなさん方と話し合ったり、そういう情報を提供する機会は、あまりないのではないかと思います。「こういう課題があり、現場がこういう形で取り組んでいる」という実態を報告しながら、「こういうことについてご意見をいただき、お手伝い、協力をして欲しい」という要望を伝える機会を持たないと、なかなか情報共有はできないのではないかと思います。

最終的に「県民総参加」ということを目指すとなると、その示し方や、どういう手段を用いてここへつなげるかが、大変大事なことで、自分もその委員でありながら、難しいと思います。せっかく県が立派な教育ビジョンを作ったのですが、現場や県民にどれだけ浸透しているかとなると、疑問も多いのではないかと思います。総体的なものも示し、すべてをやらなければいけないわけですが、あれもこれではなくて、本当に食いついてくれるような具体的なものを、「当面ここをやっている」と絞りながらやっていくことが大事だと思います。

まず、関係機関が情報共有するために話し合う機会を持ち、そして、教育がやっている、進めていることを県民、保護者に発信できる機会を持って、情報共有をしていかなければいけないのではないかと思います。やはり「学校は閉鎖的だ」というイメージが、いつまでたっても強いと思いますので、そこらをまずは打ち破っていく必要があると思います。

(委員)

「具体的方策のイメージにおける実施主体別の」と、書いていただいています。これを見てもみると、PTAという、学校と家庭をつないでいる組織があるのですが、その課題を考えると、各学校でのPTAも、その1つ上のPTA連合会も、ある意味行事に忙殺されていて、「PTAとして学校と協力して」ということが、なかなかできていないことがあります。

場合によって、また学校によっては、Tの参加が非常に少なく、Pが少し大きくなりすぎて「PPA」だとか、あるいは、全部学校の先生方が準備して「TTA」に近いなど、いろいろな状況があります。PTAのあり方についても、しっかりと問い直すべきだろうし、また、学校と家庭をつなぐパイプ役としてどのように動くのか。例えば、この「少人数教育の推進」のところに書いてある「基礎的な生活習慣」などは、まさに各家庭でしっかりやるべき部分だと思います。「ここに対してPTAは、どのようにしていくのか」とか、Tの教員も含まれるのですから学校も当然参加して、PTAのあり方を考えるのも、一つの方策ではないかと思います。

本校でも、なかなかPTA役員のなり手がいないというのが、今、非常に大きな課題です。結局やってくださるのは、同じようなメンバーで、中には「仕事でなかなか夜の会議には出られません」と言われるのに、くじ引きで決まったのでその人を入れざるを得ないということがありま

す。入れてもその人は出てこない。仕方がないので、周りの人が何とか頑張っているという現状もあります。それを何とか打破するために、各学校で既にあるPTAの組織をどう活用していくのかは、大きな課題であり、必要なことだと思っています。

(委員)

今、聞かせていただいて、保護者としては本当に頭の痛いことでした。実際にPTAの役員はなり手がいません。昨今は、「男性を出せば必ず会長とか副会長が当たってしまうから、奥さんが出てくる」ということもあります。私、通算6年PTA役員をやっているのですが、上の子が高校生のときに、各地区役員、学級役員が集まって全体の役員を決めることになったのですが、全員が女性でした。「学校創立29年目にして初めて女性会長」と言われました。別に「男の方がどう、女の方がどう」と言うのではないですが、役員となるとそうなります。最近の若いお母さん、お父さんは、行事などには親子で参加することが多いのですが、なぜか役員になりたがらない方が多いです。

小学校で、ある方が投票でPTA会長に当たったのですが、その方は会社経営をしてみえて、「忙しいので」と断られました。「忙しいのは分かっているけれども、みんな忙しい。あなただけじゃないよ」と言ったのですが、その方は「どうしてもやれない」と言います。「そんなに忙しいと言っても、学校単独のPTAの仕事なら、そんなに大変なことではない」と説得したのですが、どうしても受けてもらえませんでした。「それだったら僕がやらせてもらいます」という方が出てきてようやく納まった、ということがありました。

それから、教育委員会や学校や先生がこれだけ一所懸命やっていただいても、勉強するのは子どもたちですよ。その子どもたちにやる気がないとか、前向きな姿勢が見られないのでは、何をやってももらっても無駄なお金、無駄な時間を投資するだけであって、何も前に進まないと思います。

これを見ていて思ったのですが、県も学力を上げたいのだったら、「お金がない」と言っていないで教育予算を倍ぐらいにして、「好きなようにやりなさい。その代わり何年以内に学力を全国のトップに引き上げてみる」とやったら、みんな必死でやらざるを得ないようになってくるのではないかと、思いました。

少人数教育の説明を聞かせていただいていて、私の町は1クラス10人足らずのクラスがあったり、複式もあったりするので、少人数教育は充実しているのに、なぜ学力が上がらないのだろうか、不思議でもあり、情けなくも思っています。

「できる子とできない子の差が大きく、しかも真ん中の子がいないので、全体的な数字が上がらない」という話が、教員の研修会でもあったのですが、それがどういうことなのか考えた時に、先生方の指導力も大切だと思いますが、その前に家庭の責任があると、私は思っています。この前、高P連で食についての研修会をさせていただきました。今の高校生を見ると、朝ご飯を食べてこない生徒が随分います。朝ご飯を食べないことによって、脳の働きが鈍くなって、朝のうちはボーッとしているとか、携帯電話の普及によってそれに依存して、夜、睡眠が十分とれないとか、今の子どもたちにはいろいろ弊害となるものがあって、学校の勉強に集中できない部分もあります。それは学校の責任ではなくて、親の責任だと思います。親としてはその辺を、きちっと受け止めていかなければいけないと思います。

いろいろな研修会もあって、本当に先生方は大変だと思います。これだけ研修会をしてみえたら、先生はいつ、子どもたちに勉強を教えるのか。すごく大変だと思うけど、県は予算がないから先生を増やさないと、堂々巡りで、保護者としては「どうしてくれるのか」という感じばかりが残っています。

(座長)

この前、名張市のPTAの会長さんとお会いしたのですが、「私としては、くじ引きでPTA役員を選ぶのは絶対にしないで、なんとか話し合いの中で、自分たちで出し合っていくようなPTAにしたいと思っている」と、話をされてみえました。PTAもみんなで支え合うような組織になれると良いかと、期待させていただいています。

(委員)

表にさせていただいて、「面白いな、上手に作っていただいているな」と思ったのですが、この分科会に限らず、第2、第3の分科会でもこのような表を作られることを念頭に置いたら、家庭と地域が一緒の欄でよいのかと思いました。地域住民の方々を指して「地域」と呼ぶのであれば、「家庭」の集合体が「地域」になるのかと思うのですが、ここには企業もあればNPOもあり、教育

委員会以外の行政機関も含まれています。そうした場合、別にした方が良いのではないかと思います。それから、横のつながりを説明するために表に作っていただいているのでしょから、そういう点で見たときに、どうなのかなと思うところがあります。例えば、家庭・地域の3つ目の欄で、「学校、医療、保健、福祉等の関係機関間の連携の充実」とありますが、これはどこ関係しているのか。声をかけたら、すぐにこんな連携がうまくいくのだろうかと思ひますし、少し横の連携が弱いのではないかと思ひました。

少人数教育の推進で「家庭・地域」の欄に、「地域の教育力を生かした学校づくり・学習支援」とありますが、おっしゃることは分からないではないですが、もう一つピンと来ないと思ひます。

最後に質問ですが、県教育委員会の2つ目の欄に、「全国学力・学習状況調査の実施推進」とあります。上の欄では「実施活用の支援」と書いてあるから、これとは違うことだろうと思ひますが、この「全国学力・学習状況調査の実施推進」というのは、先ほどの「具体的方策のイメージ」のどの方策につながるのか、教えていただきたいと思ひます。

(事務局)

資料2の1ページのBの2行目に、「学校づくりを進めるために、学校と家庭・地域との全国学力・学習状況調査結果を含む情報共有」となっていますので、その前段として、「全国学力・学習状況調査の実施推進」という言葉で表現させていただきました。

(委員)

「Bに書いてあるところへ」ということですね。

(座長)

この表は、今、委員がご指摘のように、それぞれの役割が分かりやすい形になっているのですが、学校の欄に入っている項目が大変多くて、そういう点では学校に期待される役割の大きさを、改めて痛感しました。だからこそ、教育委員会も家庭・地域も、本当に連携して支ええないといけないと、改めて思ひわけですが、同時に、学校としてはこれだけのことが課題になっているので、うまくこれらをプログラム化しないと、バラバラにやっていたはできないと思ひます。学校としてまとまった方針を持って、PDCAを回しながら学校としてまとまって進めていくんだということを、どこかでやってくださいと願ひする文言なりが書けないのかなと思ひますけども。

先ほどPTAのことも出ましたし、地域についてのお話も出たので、2の「県民総参加の具体的取組について」も含んで、議論をいただきたいと思ひます。そのために、もう1つの資料をご説明いただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

(事務局)

資料3-2をご覧ください。2つ目に審議を深めていただきたいことは、「県民総参加の具体的な取組について」です。「そのための気運をいかに高めていくのか」、「具体的にどのような手法があつて、どのように進めたら良いか」という観点で、ご意見をいただけたらと思ひます。福岡県が「教育力の向上の福岡県民運動」というものを実施しているという情報が手に入りましたもので、議論の参考となるのではないかと、お示しさせていただきました。

資料3-2と書いてある、「県民運動」の資料の裏をご覧くださいませでしょうか。福岡県が目指す子どもたちを育てていくために、それぞれ「学校の取組」、「家庭の取組」、「地域の取組」として、「具体的にこういうことをしたらどうか」ということを、アクションプランとして示しています。例えば、「家庭の取組」を見ていただきますと、アクション1として、「人や自然とふれ合う外遊びや運動をさせよう」と書いてあります。具体的には「テレビやインターネット、ゲームから子どもを離し、外で遊ばせる」とか、「自然の中で、体を動かしたり、スポーツをしたりする」とか、「遊びの中で生じる小さなトラブルに過剰に反応せず、見守る」と、こういう取組をしていこう、という運動です。これを参考にしていただいて、具体的に「こういうもので県民総参加の気運を高めていったら良いのではないか」とか、「こういうことをしたらどうか」というご審議を、していただけたらと思ひます。

(座長)

それでは、「県民総参加の具体的取組について」、資料3にありますように、「保護者や地域の方々が連携し、学力向上に取り組むための気運をいかに高めていくことができるのか」、「県民総参加の手法には、どのようなものがあり、どのように進めると良いか」という課題が出ています。資料3-2も含めて、ご意見をいただければと思ひます。

福岡の事例は、かなり分かりやすく、具体的なことにも触れて書いていますね。

(委員)

まず、この「教育力向上福岡県民運動」は面白いし、良いことをしていると思いました。これを「学力向上県民運動」に置きかえた場合に、いくつか難しいことができてくるのではと思います。この「教育力向上」というのは、「学校や家庭や地域が変わっていきましょう、良くなっていきましょう、それぞれの教育力を伸ばしていきましょう」という運動なので、運動の成果がそれぞれ参加した人にも、しなかった人にも、それぞれ分かるわけです。

一方「学力向上」というのは、運動した結果、子どもの学力が向上したかどうかということですから、運動した人間が、その運動の成果を実感しにくいのではないかと思います。学校や保護者だったとしてもかく、地域や企業の方が、身近な問題として捉えられることなのかなと思います。「教育力向上」だったらいろいろなアイディアも出るだろうと思うのですが、「学力向上県民運動」となると、「少しものが言いにくい、イメージが湧きにくい」というところもあるのではないかと、この福岡のパターンを見せてもらって感じました。

(委員)

今、委員がおっしゃったことと、かなり重なる部分がありますが、私もこの福岡県のプランは、それなりに分かってもらいますが、三重県が「学力向上」を県民運動にどうやって持っていくのか、県教委としてどんな思いで考えてくれているのかと思います。私、これ見たときに、かつて三重県が国体をした後、三重県総スポーツ運動というのが展開されて、当時、30年以上前ですけども、そんなことをして、県教委が主体的に動き市町教育委員会とタイアップして、本当に県民が総スポーツ運動の推進をどんとして、国体はそれ以後、低迷はしておりますが、それなりの効果なり、あるいは施設整備の充実も当時は働いたのかなと。

また、今度、知事が言っているように国体を三重県で誘致しようということの中で、今度、それがどういう形になってくるのかと思うところですが、そういうイメージのことをパッと私も思ったのですが、このように福岡県が目指すようなものを学力向上なり、あるいは教育力でも結構ですけども、こういうものを打ち出して県教委としてやっていこうという思いでこのことを提案されたのか、それについては具体的なことはなくて、それについては今後話し合いをしてもらったらいけないのか、そこらの方針をきちっと示してほしいなと思います。それは県教委だけでなく、市町教育委員会と連携しながらやっていこうということであるとするならば、それはそれなりの意見を聞く会も持ってほしいなと思いますが、やろうとしていることは分からなくてもいいことだと思いますが、やや具体的なものが見えないので、今後、どういう形でしていこうと考えているのか教えてほしいなと思います。

(白鳥総括)

県民運動の関係で、福岡の例をお示ししたのは、「具体的方策のイメージ」の(1)のBで、「家庭・地域など多様な主体が連携した県民総参加の取組」の3つ目に、「県民運動」を挙げさせていただいているからです。各主体がどのような取組を具体的に進めていくべきか、その際の仕組み作りをどう進めていくか、この場で議論していただきたいと思い、具体的な事例としてご紹介させていただきました。

ただ、進めていく上で、元々「県民運動」は、「県民総参加」という、ビジョンの中で想定している大きな方向性の中でとらえるべきものですので、県だけではなく、市町、家庭、学校、地域それぞれがお互い同じ方向を向いて、学力向上に向けた取組を進めていく必要があります。福岡では、そのための方策として、「県民運動推進会議」というものを設けて、進めています。

その上で、各学校、家庭・地域の取組として、「具体的にどういった点に重点を置いて進めていくか」、今回、福岡の取組事例をお示しましたが、ここに書いてあるものは、ほぼ、「学力の向上」にそのまま事実上つながっていくものと考えられます。例えば、「家庭の取組」の中でもいろいろ書かれていますが、「基本的な生活習慣を身につけさせよう」といった点も、既に、資料3-1の中でも、「子どもたちの学ぶ意欲を高める環境づくり」という部分で、整理させていただいています。このように、実際同じような方向性を示している部分があると思うのですが、資料の3-1に書いてある施策を、より具体的に進めていく上で、「どういった仕組みを置くべきか」、「それぞれの主体別の具体的な取組内容にどういうものがあるべきか」を、福岡の事例などを参考にさせていただきながら、議論していただきたいと思っています。

(委員)

この福岡の取組を見て、本当に素晴らしいと思ったのですが、「教育力の向上」と「学力向上」の違いが先ほどから言われていますが、私も同感です。家庭で「学力の向上」というと、親は直ぐ塾を考えます。「家庭の教育力」ということを、もっと考えさせる教育が必要ではないかと、私は

思います。一方で、「教育力の向上」と「家庭の役割」をすぐに結びつけると、間が抜けてしまう気がします。PTAの役員になっていただく方が少ないというお話でしたが、本当はPTAの活動が、単なる活動ではなくて、そこから「教育力の向上」を始めていかないといけないのではないかと思います。「基本的な生活習慣や落ち着いた学習する態度を、親も家庭である程度責任を持ってしつけていかなければいけない」という意識改革が、必要ではないかと思えます。

「学力向上」と言うときに、家庭は「学力向上」より「教育力」という視点を出していかないと、間違った方向に行かないかという心配があります。

(委員)

ここに書いてある1から6までの「家庭の取組」を、各家庭で本当にやってもらったら、子どもたちは落ち着いて勉強するだろうし、それに先生方のやる気が備わったら、三重県はトップ3にいくと思います。また、学校は随分助かるのではないかと思います。

「それがなぜできないか」というのが、課題だと思います。先ほど委員も言われましたが、「今日本では、親に対する教育がなされてない。親を教育する制度がない」と、イギリスのシャロン先生が言っていました。最近の親は、食に関しても、ゲームに関しても、無関心です。ここに書いてあるように、テレビやインターネット、ゲームから子どもを離して、外で遊ばせることが本当は必要ですが、テレビやインターネット、ゲームがあつたら親は楽です。それを与えていたら、親は子どもを面倒見なくても、勝手に遊んでくれます。外へ遊びに行かせようとする、小さい子は子どもたちだけで遊ばせるわけにいかない。親が一緒になって遊ばなければいけない。これは、親だけの問題でもないと思います。「共働きで子どもたちと遊んであげられる時間が少ない」とか、「学校から帰ってきて、親が働きに出ていて、学童保育に預けなくては仕方がない」という状況があります。

また、学童保育をやらせていただいている、「ここは躰をする場所でもありません。勉強を教える場所でもありません。躰は家庭でしっかりしてください。その代わり、学校ではできない叱り方をさせてもらいます。いけないことは『いけない』と、はっきり言わせてもらいます。学校の先生が遠慮して言わないことでも、ここでは言わせてもらいます」と、保護者の方には言うのですが、最近の保護者の方は、「お金を渡して預かってもらったらそれでよし」という感じです。

三重県の保護者の方は、塾に入れないと不安なのではないでしょうか。通塾率が高いということは、先生方からしてみれば、すごく屈辱的なことではないですか。学校の勉強が足りないで塾へ行かせる。学校では安心できんから塾へ行かせるというのは、何か変な感じがします。

娘の同級生に、少し障がいのある子がいたのですが、お母さんが「今日は宿題がなかったの」と聞いたら、その子は「お母さん、勉強は学校でするものでしょ。僕は学校でしっかり勉強しているから、宿題はいらないの」と言ったそうです。それを聞いたお母さんは、「障がいはあるけれども、この子はこれだけしっかりしているからやっつけていける」と感じたそうです。今の子どもたちを見ている、学校からの宿題がいっぱいあります。下の子が小学校ぐらいの時は、あまりなかった気もするのですが、最近、また増えてきています。いっぱい出した宿題を、先生はしっかりと見てくれているのだろうかと思えます。この前、三重大学の先生が大台町へ来ていただいて、教員の研修会をしてもらったのですが、その時も「宿題を出して、それをしっかりと見て評価して、それに対する対応が大切だ。出しっ放し、見っ放しだけでは出した意味がない」と言っていました。中学生からは自主学習というものがある、ある中学校の先生は、「ノート1枚以上、何かしてきなさい」と指示したそうですが、「子どもたちは塾で勉強したプリントを、そのまま張りつけてくるから、もうやめた」と言われました。子どもたちにしてみれば、「塾でいっぱい勉強しているのに、なんでまたここまでしなければいけないのか」という気持ちがあるかもしれません。

(委員)

福岡の例を見させていただいて、ここに書いてある6つのアクションは、「三重県で、もし同じようなことをやろうとしたら、出てくる文章だろうな」と思えます。非常に納得のできるものですし、そんなに奇をてらったものでもないと思えます。

ただ、ここで一番大事なのは、「どう関係団体が連携を取ったのか」、「学校、家庭、地域のそれぞれが、この6つのアクションをどう自分たちのものとして考えているのか」、「その方向をどう作っていったのか」であり、それが学ぶべきことだろうと思えます。できれば、「この体制をどう構築していったのか」という流れも押さえていただいた上で、参考になるべきものがあれば、三重でも取り組んでいくべきだろうと思えます。

もっと言えば、これが「いつごろから始まって、どういう成果が現れているのか」も、当然必要になってくると思いますので、ぜひ、三重県として学べるような形での、もう少し詳しい資料提供を、今後考えていただければと思います。

(委員)

福岡県の資料の中に、「アンビシャス運動」とか、「アンビシャス広場」などがありますが、これはどういうものでしょうか。

私が見て思ったのは、「学力向上に向けた県民総参加による県民運動の展開」と挙げてありますが、県教委がこのことを本気になって考えているかどうか、知りたいと思います。知事が今ちょうど、新しい総合計画を掲げて、学力なり教育なりに力を入れようとしてみえますが、これに乗ってうまく地域を焚きつけてやることも、一つの方策かと思います。そこまでする気がないのだったら、あえてここですることは、いかなものかだと思います。県民運動も、学力向上だけで展開するのは、なかなか難しい面があると思うので、もっと広い意味で教育力や学校力といった、「子どもの教育の推進」という形で、トータル的に見た最後のところでの取組にする方が、良いのではないかと思います。それをしようと思ったら、しっかりとした議論を積み重ね、関係主体とすり合わせをしていかないと、なかなか難しいかと思います。考え方自体は悪いことではないと思いますし、持っていき方によっては、県内全域に広まってくることにつながると思います。そういう意味では、福岡県の例も参考にするのは良いと思いますが、県教委はどこまで本気で考えているのか、知りたいと思います。

(白鳥総括)

ビジョンでも、「県民総参加」ということが、基本的な視点として据えられています。一方で「学力向上」、「学力の育成」が非常に重要なテーマになる中、県民運動を引き起こして、強力で推進していく流れを作っていく必要があると考えています。今回、具体的にどういった形で進めていくべきかについて、議論していただくということで、福岡の事例を提供させていただいています。実際にどういった形で具体的に進めていくのかは、関係する教育委員会、学校等も含めて協議しながら、進めていきたいと考えています。

福岡県民運動の「アンビシャス運動」は、平成13年度から始まっていて、いろいろな団体が参加し、それぞれの地域において、子どもたちの能力や可能性を伸ばすための取組を進めていく運動として、展開されているものようです。

福岡県民運動自身は、平成19年に福岡の「教育ビジョン」を策定することを目的として、「教育力向上福岡県民会議」が設置され、その議論を経て「福岡教育ビジョン」が策定されました。そこで示された内容を、広く県民運動として展開していくために、「教育力向上福岡県民運動推進会議」が設置されるとともに、県内6地区において「福岡県民地区推進会議」が設置され、全体の進捗状況を把握しながらこの運動が進められていると、承知しています。

(座長)

そうしましたら、少し早めになります。審議事項(2)を終わらせていただきます。

事項書では、(3)その他がありますが、特に何かございますでしょうか。

(委員)

情報提供です。Cの「安心した学びを支える基盤づくりの推進」で、「学校・医療・保健・福祉等の関係機関の連携」という記述がありますが、23日の祝日に、教育文化会館の6階の会議室で「三重子どもの心のネットワーク」があります。これは、長尾クリニックの長尾院長さんを座長として、学校、医療関係、警察関係、学校等が参加して、任意で皆さんで参加費を払いながら会場を借りてやっている会です。昨年からはじめて今回で3回目ですが、できるだけ定期的に、いじめ問題や虐待などについて、関係者が一堂に会することで、実践事例をもとにしながら話し合ったり、お互い顔をつなぐことで、何かあったときに相談しやすい体制を作っていこうという会議です。

(座長)

それでは、少し早めですが、このあたりで本日の第1分科会の審議を終わらせていただきます。

本日もいろいろなご意見をいただきました。冒頭に申し上げましたように、各分科会における議論を踏まえて、事務局と相談させていただいて「審議のまとめ(案)」を作成し、12月の第3回の全体会で提示させていただきたいと思っています。その後は、全体会の場でいろいろなご意見をいただきながら、進めていくこととなります。

「審議のまとめ(案)」については、委員のみなさまに事前に送付させていただきますので、会

議までにご確認いただきながら、審議にご参加いただきたいと思います。

それでは、本日、朝から長時間にわたり大変熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。また、これまで4回の分科会をさせていただきましたが、毎回運営にご協力いただきまして、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

(白鳥総括)

座長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、4回にわたります分科会でのご審議、誠にありがとうございました。

最後に事務局から、今後の審議スケジュールについて連絡させていただきます。配付資料の最後に、資料7を付けさせていただいております。まず、第3回の全体会が、12月14日水曜日、13時30分から16時30分、このプラザ洞津での開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願ひします。その場において、各分科会でのこれまでの審議内容を踏まえた、三重県教育改革推進会議としての「審議のまとめ(案)」について、ご審議いただきたいと思います。

その後、1月26日に開催予定の第4回の全体会、そして、第5回最終の全体会が3月12日と、継続して審議を行っていただき、最終的に「審議のまとめ」として出していただく予定です。

(座長)

それでは、本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(閉議 11時45分)